

四運自旅第686号  
四運自貨第158号  
四運自監第134号  
四運技整第569号  
四運技安第185号  
令和5年1月13日

一般社団法人香川県トラック協会会長 殿

四国運輸局長



### 降積雪期における輸送の安全確保の再徹底等について

降積雪期における輸送の安全確保については、国土交通省自動車局長通達「降積雪期における輸送の安全確保の徹底について（令和4年11月30日付 国自安第108号）」により、各事業者団体に対し傘下会員への周知徹底を依頼しているところです。

そのような中、別紙のとおり、昨年12月に愛媛県伊予市内の国道56号において、四国運輸局管内の大型事業用自動車の立ち往生をきっかけとした渋滞及び車両滞留の事案が発生しました。

これに関しては、当該事業用自動車は冬用タイヤ未装着であったとの報告を受けており、前記通達では「気象予報や路面の状況、降雪状況等を勘案しつつ、冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着を徹底すること」を求めていることから、大変遺憾に感じております。

つきましては、貴会傘下会員に対し、当該通達の徹底を再度周知いただくとともに、特に下記の事項について重点的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、冬用タイヤ未装着等により事業用自動車立ち往生した場合、運送事業者に対する監査を行い、輸送の安全を確保するための措置が不十分と判断されれば、行政処分対象となることを申し添えます。

あわせて、昨今の気象状況においては事業用自動車の運行に支障が生じる事態や施設等に被害が生じる恐れもあることから、運休及び施設損壊等の情報について、前広に当局あて提供いただきますよう、周知方お願いいたします。

### 記

1. 大雪に備え、最新の気象情報や交通情報等に留意するとともに、冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着の徹底等、輸送の安全確保に万全を期すこと。
2. 冬用タイヤの確認に当たっては、摩耗劣化の状況等を確認すること。

<参考> (一社)日本自動車タイヤ協会のチラシ  
[https://www.jatma.or.jp/tyre\\_psd/othernews03.pdf](https://www.jatma.or.jp/tyre_psd/othernews03.pdf)